

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第7号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表瑞穂宝木線の項の前に次のように加える。

西郷線	河原町北村	河原町神馬、河原町牛戸、河原町曳田、河原町河原	河原口
散岐線	河原町山上	河原町小倉、河原町水根、河原町曳田、河原町河原	河原口
和奈見・国英線	河原町和奈見	河原町佐貫、河原町三谷、河原町山手	河原口
江波・赤波線	用瀬町江波	用瀬町社駅前、用瀬町家奥、用瀬町古用瀬、用瀬町別府、用瀬町鷹狩、用瀬町美成	用瀬町上土居
佐治線	佐治町栃原	佐治町津野、佐治町加瀬木、佐治町津無、佐治町葛谷	用瀬駅

第2条第2項を次のように改める。

2 自家用有償バスの運行日は、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める日とする。

- (1) 西郷線、散岐線及び和奈見・国英線 1月4日から12月28日までの日
- (2) 長和瀬線 児童の公共交通機関の確保を理由とする小学校からの要請がある日
- (3) 前2号に掲げる路線以外の路線 1月4日から12月28日までの日。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（これらの日のうち、市長が特に必要と認める日を除く。）を除く。

第2条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。